

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行
（麻薬） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十七号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。 一〇十一（略） 十二 二一（四一イソプロポキシベンジル）―五―ニトロ― 「二一（ピロリジン―一―イル）エチル」ベンズイミダゾール及びその塩類 十三〇二十五（略） 二十六 二一（四一エトキシベンジル）―一―（エチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 二十七〇百四十九（略） 百五十 メチル―二一―「二一（四一フルオロベンジル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチルブタノール及びその塩類 百五十一〇百七十一（略）		（麻薬） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十七号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。 一〇十一（略） （新設） 十二〇二十四（略） （新設） 二十五〇百四十七（略） （新設） 百四十八〇百六十八（略）